

「林業関連資格取得支援事業」に関する事務処理要領

【公益社団法人あおもり農林業支援センター】

(趣旨)

第1 公益社団法人あおもり農林業支援センター（以下「支援センター」という。）が事業主体となつて行う、青森県林業労働力確保支援センター事業における「森林整備担い手対策推進事業」のうち、「林業関連資格取得支援事業」の林業事業体への補助金の交付については、この要領の定めるところによる。

(事業目的)

第2 森林の管理を担う専門的かつ高度な知識を有する林業技術者を育成するため、林業に必要な安全教育や技能講習の受講を推進し、林業就業者の知識・技術の向上に資するものとする。

(事業内容)

第3 林業事業体が受講させる林業に必要な講習等について、受講料の一部を補助するものとする。

(対象事業体)

第4 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき、知事の認定を受けた林業事業体、若しくは、当該事業実施年度内において認定を受けることが確実に認められる林業事業体とする。

(補助対象者)

第5 現に林業に就業している常用労働者とする。

なお、常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用契約が定められているものをいう。

ただし、緑の雇用対策など他の補助事業による講習等補助対象者については、補助対象外とする。

(補助対象講習等及び経費)

第6 補助対象の講習等は「研修修了者に係る登録制度の運用について（林野庁長官通知）」に掲げられる講習等として、別表1のとおりとし、講習等を受講し修了した者に対して、林業事業体が負担した受講料（テキスト代を含む）であつて消費税を除いた額の2分の1以内の額を補助する。（ただし、千円未満は切り捨てとする。）

(補助金交付)

第7 補助金の交付に関する事務手続きについては、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付申請

補助金の交付申請を行おうとする林業事業体は、講習等の受講の前までに、第1号様式により支援センターへ補助金の交付申請をするものとする。

(2) 補助金の交付決定

支援センターは、申請内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、第2号様式により申請者へ通知するものとする。

なお、交付決定前の講習等の受講については、補助対象外とする。

(3) 実績報告

補助金の交付決定を受けた林業事業体は、補助事業の完了後、第3号様式により支援センターへ実績報告をするものとする。

(4) 補助金の額の確定

支援センターは、実績報告を審査し、必要に応じて現地調査等を行って、補助金の交付が適当であると認められる場合は、補助金の額を確定し、第4号様式により林業事業体へ通知するものとする。

(5) 補助金の請求

補助金の確定通知を受けた林業事業体は、第5号様式により補助金の請求書を支援センターに提出するものとする。

(6) 補助金の返還等

支援センターは、林業事業体から虚偽の申告等があった場合は、補助金の交付を取り消し、既に支給した補助金を返還させることができる。

附 則

この要領は、平成29年 6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 5月 1日から施行する。

別表1 補助対象の講習等（要領第6関係）

| 区分 | 講習等名 |
|-----------------|---|
| 1 登録通知 別表1-2 | 1 普通救命講習 2 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 3 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 4 伐木等の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第10条関連） 5 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第9条関連）又はショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第7条の2関連） 6 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第8条の3関連） 7 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第8条の2関連） 8 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育（安全衛生特別教育規程第9条の2関連） 9 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 10 不整地運搬車運転技能講習 11 小型移動式クレーン運転技能講習 12 玉掛技能講習 |
| 2 登録通知 別表2-2 | 13 造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 14 はい作業主任者技能講習 15 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 |
| 3 登録通知 別表3-2 | 16 安全衛生推進者養成講習 |